

事業目的

本事業は、足腰の強い経済を構築するため、中小企業・小規模事業者等における生産性の向上に資するソフトウェア、サービス等（以下「ITツール」という。）を導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対する事業費等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることを目的とします。

本事業の概要

○補助対象者

日本国内に本社及び実施場所を有する**中小企業・小規模事業者等**に限ります。
主な要件は以下のとおり。

- ◆法人の場合、『**みなし大企業**』でないこと。
- ◆中小企業・小規模事業者等又はその法人の役員が、**暴力団等の反社会的勢力**でないこと。
また、反社会的勢力との関係を有しないこと。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「**風俗営業**」、「**性風俗関連特殊営業**」及び「**接客業務受託営業**」を営むものでないもの。

※詳しくは、今後公開予定の『公募要領』をご参照ください。

○補助対象経費

IT導入支援事業者が、あらかじめ事務局に登録申請をし、承認を受け、本事業のホームページに補助対象として公開されたITツールが対象となります。

主な注意点

ハードウェアは対象外となります。

HP開設・運営、クラウドサービス等の利用料は導入後の1年間が対象となります。（既存HPの更新・改修費用は含みません）

○補助上限・下限、補助率

補助対象経費の区分に対し補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限・下限額の範囲内で補助します。

補助対象経費区分	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等
補助率	1/2以内
補助上限額・下限額	上限額：50万円、下限額：15万円

※補助金額の1円未満は切り捨てとする

○IT導入支援事業者

中小企業・小規模事業者等の生産性向上のために、ITツールの提案・導入及びこれに要する各種申請等の手続きを代理で行う者として、事務局に採択された者を「IT導入支援事業者」と呼びます。

本事業の大まかな流れ

※全ての手続きは電子申請にて行います。

IT導入支援事業者としての登録申請

- ・IT導入支援事業者となるためには、事務局に登録申請をします。
登録申請にあたっては、IT導入支援事業者の要件を十分にご確認ください。
- ・外部審査委員会による審査を経て、「IT導入支援事業者」として採択されます。

ITツール登録

- ・IT導入支援事業者は、補助対象となるITツール（ソフトウェア、サービス）を『IT事業者ポータル』から登録します。
- ・登録申請されたITツールは外部審査委員会による審査を経て、本事業のホームページに公開されます。

交付申請

- ・補助事業者は「経営診断ツール」により経営状況・課題の把握をし、『申請マイページ』を開設後、IT導入支援事業者を通じて事務局へ申請を行います。

事業実績報告

- ・交付決定後、ITツールの導入を行います。導入、支払いの完了後、IT導入支援事業者は、実施した事業内容と証憑を『IT事業者ポータル』及び『申請マイページ』より報告します。
- ・適正に事業が実施されたことが認められると、補助金額が確定し、補助事業者に確定通知が発行され、確定した金額が入金されます。

事業実施効果報告

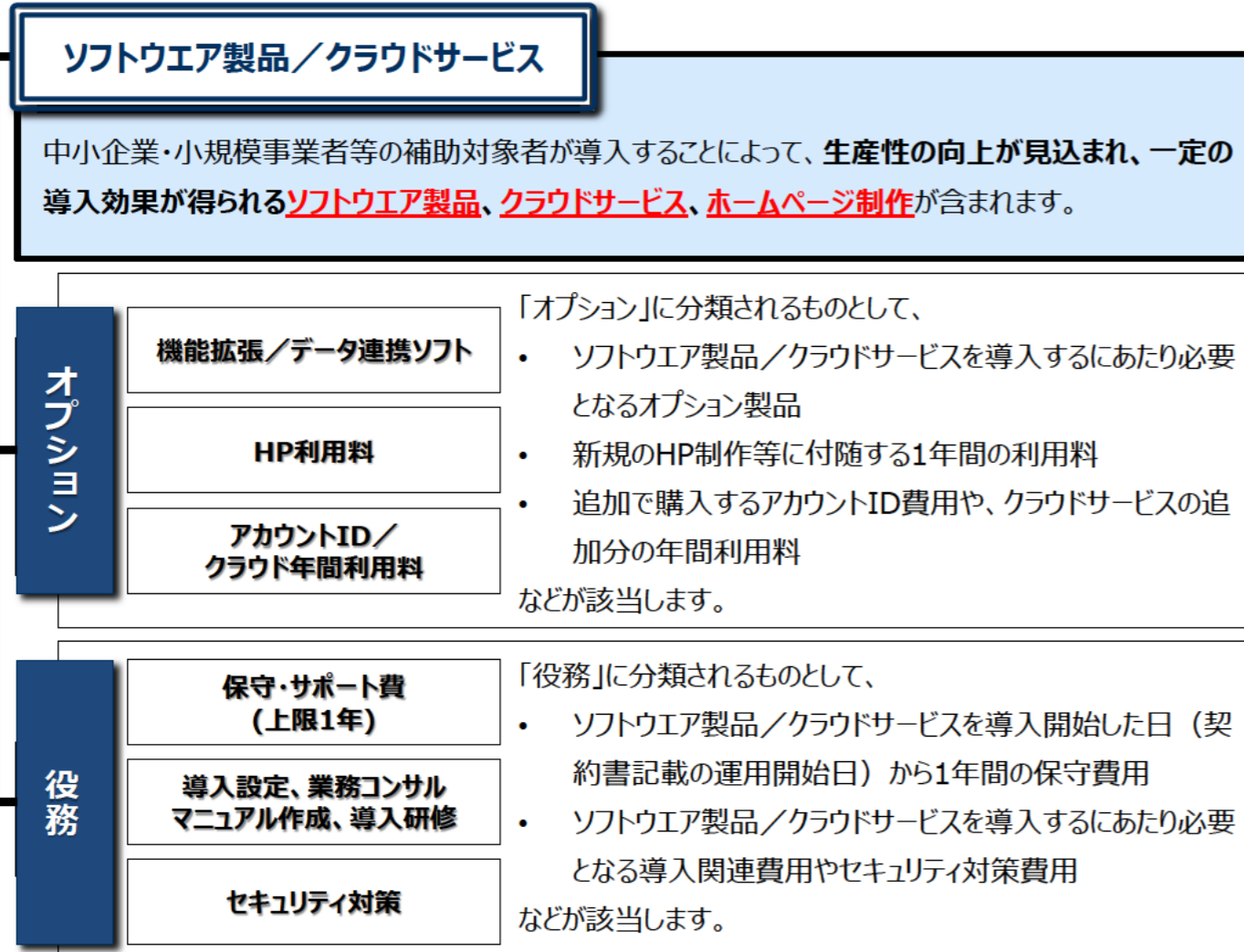
- ・IT導入支援事業者は、5年間で計5回、補助事業者の生産性向上等に関する情報を取りまとめ、事務局に報告します。報告された実績については、事務局において加工の上、本事業のホームページで公開します。

○ITツール（ソフトウェア、サービス等）の登録申請・登録について

【ITツールの区分、カテゴリ】

ITツールの登録時には3つの区分、7つのカテゴリの中から該当するものを選択いただきます。
取り扱いのある製品やサービス等を登録申請する際には、どのカテゴリに該当するかを登録いただく必要があります。

ITツール



【ITツールが保有する業務機能の構成】

ITツールの区分の中で「ソフトウェア製品／クラウドサービス」が保有する業務機能は以下の2類型です。細分化した機能を最低1つ以上保有するものがITツールの登録要件となります。

「フロント・ミドル業務」

顧客と対面し、注文を受けて売上げを上げる機能。
原価・納期・在庫等を管理し、フロント業務を支える機能。

「バックオフィス業務」

上記2つの業務を支え、売上とコストをもとに利益を管理する機能。

この2つの業務に機能するITツールを導入・活用することで、各機能が有機的に連携し、抜本的な生産性向上を実現することを目指します。

- ◆ 本事業では、業種ごとに「フロント・ミドル業務」「バックオフィス業務」に該当する**「機能(※1)」**を設定しています。ITツールの登録申請時には、**業種ごと、「機能」別に「ソフトウェア製品／クラウドサービス」**をご登録いただきます。

(※1)・・・今後公開予定の「ITツール登録要領」の別表をご参照ください。

⚠ 交付申請では、面的な効率化や事業拡大を支えることを目的としているため、**フロント・ミドル業務及びバックオフィス業務のうちから、機能を2つ以上含むことを必要条件とします。**

○事業スケジュール

※「交付決定」を受ける前に契約・発注、支払い等を行った申請は **補助金を受けることができません。**

IT導入支援事業者の登録申請	平成28年度事業においてIT導入支援事業者として登録されている方 ※コンソーシアムの構成員としてのみ登録されている場合を除く	募集期間	2018年 3月 28日（水）～ 2018年 5月 11日（金）
		中間締切	第1回 2018年 4月 6日（金） ※第1回以降も隔週で中間締切を設けます。
		採択決定	中間締切から1週間程度
	平成29年度事業で新たに登録を希望される方	募集期間	2018年 3月 28日（水）～ 2018年 9月 初旬（予定）
		中間締切	第1回 2018年 4月 13日（金） ※第1回以降も隔週で中間締切を設けます。
		採択決定	中間締切から1週間程度
ITツール（ソフトウェア、サービス等）の登録申請		募集期間	2018年 4月 2日（月）～ 2018年 9月 中旬（予定）
		採択決定	随時
交付申請・実績報告	一次公募	交付申請期間	2018年 4月 20日（金）～ 2018年 6月 4日（月） 予定
		事業実施期間	交付決定以後 ～ 2018年 9月 14日（金） 予定

※二次公募は6月中旬、三次公募は8月中旬に交付申請開始の予定です。

IT導入補助金ホームページ

<https://www.it-hojo.jp>

お問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

TEL:0570-000-429

[IP電話専用回線]042-303-1441